

港湾施設使用許可申請書（2）

< 上屋 ・ 荷さばき地 ・ 野積場 ・ 駐車場 >

申請年月日
年 月 日

ナハ・シー・パラダイス共同企業体 殿

申請者 千
住所
商号
氏名 印
電話

担当者

次の通り港湾施設の使用を申請します。

新規 継続 延長 変更 返還

許可番号

ふ頭 年度 使用方法 連番

使用方法 0 専用 1 一般

使用者コード

施設区分	1 上屋	2 荷さばき地	3 野積場	4 駐車場	ふ頭	1 那覇	2 泊	3 新港	4 浦添
------	------	---------	-------	-------	----	------	-----	------	------

1	施設	船具倉庫	目的	年 月 日	1	2	3	4	5	円											
	車両番号	使用期間	年 月 日	年 月 日						日											
	区画使用	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td> <td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td> </tr> </table>								0	3	0	4	0	1	0	4	0	3	3	1
0	3	0	4	0	1	0	4	0	3	3	1										
2	施設	目的	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	円											
	車両番号	使用期間	年 月 日	年 月 日						日											
	区画使用	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																		m ²	
3	施設	目的	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	円											
	車両番号	使用期間	年 月 日	年 月 日						日											
	区画使用	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																		m ²	
4	施設	目的	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	円											
	車両番号	使用期間	年 月 日	年 月 日						日											
	区画使用	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																		m ²	
5	施設	目的	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	円											
	車両番号	使用期間	年 月 日	年 月 日						日											
	区画使用	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																		m ²	

受付許可印	許可年月日	合計使用料金	円
所長	年 月 日		
<p>○記入項目以外の該当事項は○で囲む。 (注) 使用施設別に提出する。</p>			

(船具倉庫用)

許 可 条 件 (誓 約)

1. 次のものは倉庫内に保管してはならない。
 - ① 悪臭が発生するもの (生もの、ゴミ等)
 - ② 刺激臭が発生するもの
 - ③ 燃料 (ガソリン等) 等の危険物
 - ④ その他、他に不快感等を与えるもの
2. 船具倉庫は、船具等を保管する目的以外で使用してはならない。事務所・販売店等の目的では使用できない。又、転貸及び権利の譲渡を禁止する。
3. 船具倉庫内に使用者が保管した物品等を盗難又は毀損された場合等については、管理者にその責任を問うことはできない。
4. その他の事については、管理者と協議し、その指示に従わなければならない。

上記の許可条件の確認の上、遵守することを誓約します

令和 年 月 日

申請者 住所

商号

氏名

印

連絡先